

特集

検証 平成20年度診療報酬改定

日本の診療報酬は2年に1度改定される。その改定内容は、その時の医療情勢や医療機関の経営状況を反映させるが、改定の基本は「社会保険審議会、医療部会・医療保険部会」にて決定され、中医協はその方針に従って「診療報酬改定を具体化する」ことが役割とされている。

今回の改定の根幹には、産科・小児科等の医師不足や医療崩壊が現実化している状況より、これらの急性期医療に傾斜配分されることが基本とされていた。そして、その財源として、「再診料引き下げ」が行われると言われていた。一方、今回は「後期高齢者医療制度」の開始と同時改定であり、高齢者に相応しい診療報酬制度を創設することが中医協の役割でもあった。

さて、結果はどうなったであろうか。今回の特集では、平成20年改定で退官された土田武史：前中医協会長(早稲田大学教授)に、ご自身の経験による診療報酬改定の変化と中医協の役割について執筆をお願いした。また、本改定の中心人物であった原徳壽：前保険局医療課長(現環境省環境保険部長)に日本の医療提供体制のあり方と診療報酬改定について執筆をお願いした。極めて貴重な論文をいただけたと感謝しております。

そして、平成20年4月に施行以後、様々な批判が噴出し、政争の具にもなってしまった「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」は、社会保障におけるその意義等について、吉岡てつを：保険局高齢者医療課長に執筆をお願いした。一方、この制度の当事者の意見を、加藤孝夫：ゆうゆう山楽会会長をお願いした。また、現時点でデータ化された平成20年診療報酬改定の影響について、病院団体の報告をいただいた。

これらの論文から、平成20年診療報酬改定がどのようなものであったか見えてくるであろう。しかし、本質的な診療報酬制度の問題は改定作業では是正されない。それは、2年に1回の改定は、様々な世情・力関係から決まるかもしれないが、そもそも価格決定にはエビデンスがない、という問題である。例えば、どのように入院基本料が設定されたかは、誰も説明できない。本来、診療に必要な原価が保証されなければ、医療、特に病院運営を継続することは不可能なのである。

本特集が、今後の診療報酬制度のあり方を考える時、何かお役に立つことがあれば幸いである。

猪口 雄二
寿康会病院理事長